2　前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で平成三十年度及び平成三十一年度の各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一　第十二条第三項の表第四十九号(1)から(7)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二　その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

附則第六条第一項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項の表道府県の項中「七九〇」を「四五〇」に改め、同表市町村の項中「七四〇」を「四二〇」に改める。

附則第六条の二の見出し中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分から平成三十一年度までの各年度分」に改め、同条第一項中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分から平成三十一年度までの各年度分」に改め、「基準財政需要額は、」の下に「平成二十九年度にあつては」を、「控除した額」の下に「とし、平成三十年度及び平成三十一年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を加え、同項第一号中「二兆千七百一億千九百三十九万四千円」を「二兆二千百七十四億八千五百八十八万六千円」に改め、同項第二号中「一兆六千百七十八億九千十万六千円」を「一兆八千二百七十七億五千六百三十一万四千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　平成二十八年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第七条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条を附則第六条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（分離課税所得割交付金の基準財政収入額への算入）

第七条　当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、指定都市を包括する道府県にあつては同条第一項の規定により算定した額から当該道府県の地方税法附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金（以下この条において「分離課税所得割交付金」という。）の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とし、指定都市にあつては同項の規定により算定した額に当該指定都市の分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

附則第七条の二第一項中「当分の間、」の下に「指定都市を包括する各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額から、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を控除した額とし、指定都市を包括する道府県以外の」を加え、「第十四条」を「同条」に、「第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合にあつては同条第一項」を「同項」に、「によつて算定した額に当該超える」を「により算定した額に同号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した」に改め、「とし、同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合にあつては同項の規定によつて算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額」を削り、同項第二号中「。次項第二号において「地方税法等改正法」という。」を削り、「の地方税法」の下に「（次項第三号において「平成十八年改正前の地方税法」という。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　個人の道府県民税の所得割について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。附則第七条の四において「平成二十九年地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次項第二号において「平成二十九年改正前の地方税法」という。）第三十五条の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

附則第七条の二第二項中「当分の間、」の下に「各指定都市に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第二号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同条第一項の規定により算定した額に第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、指定都市以外の」を加え、「第十四条」を「同条」に、「第二号」を「第三号」に、「にあつては」を「には」に、「同条第一項」を「同項」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法」を「平成十八年改正前の地方税法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

附則第七条の四の見出し中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号ロからニまでの規定中「及び平成二十八年所得税法等改正法」を「、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同号ホ及びヘ中「及び平成二十八年地方税法等改正法」を「、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同号ト及びチ中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同号リ並びに同条第二号イ及びロ中「及び平成二十八年所得税法等改正法」を「、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法」に、「平成二十九年度」に改め、同号ハ及びニ中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同号ホ中「及び平成二十八年地方税法等改正法」を「、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第九条の二中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同条中「平成二十八年度に」を「平成二十九年度に」に改め、「、附則第四条第五号に掲げる額」を削り、「平成二十八年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年度震災復興特別交付税額」を「平成二十八年度震災復興特別交付税額」に、「三千四百二十九億九千五百十万円」を「三千四百六十三億五千二百五十八万三千円」に改め、「、同号に掲げる額」を削る。

附則第十二条の見出しを「（平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部の平成三十年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十八年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十八年度内」を「平成二十九年度内」に、「平成二十七年度震災復興特別交付税額」を「平成二十八年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改め、同条第二項中「平成二十八年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改める。